

## 瑞浪市監査委員公表第6号

地方自治法第199条第5項の規定により、随時監査(工事監査)を実施しましたので、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

令和4年12月27日

瑞浪市監査委員 小栗 孝信  
瑞浪市監査委員 小木曾光佐子

### 1 監査の対象事業等

- ①道改第5号 市道前田・木ノ下線道路改良(2期)工事(土木課)
- ②土社工第5号 防災・安全社会資本整備総合交付金事業 市道陶中学校・平線通学路安全対策(3期)工事(土木課)

### 2 監査の実施日

令和4年11月10日

### 3 監査の方法

工事監査に係る工事技術調査業務を技術士に委託し、監査を実施。

### 4 監査の結果

提示されたすべての書類を検分し、疑問点は説明者に質問し、当工事の計画・調査・設計・仕様・積算・契約・施工管理・監理(監督)・試験・検査等の各段階における技術的事項の状況について吟味した。その結果、当該工事の関係書類は必要に応じて十分であり、かつよく整理されており、適正に処理されていると判断した。

また、積算については、積算根拠資料もあり、重点的に調査した限りにおいては、適切な処理がされており、品質管理試験報告書等についても監督員のチェックもあり、設計内容に適合するものであると判断した。

技術調査の結果、特に指摘すべき事項はないものと認められた。

## 瑞浪市監査委員公告第1号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その監査結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和5年4月27日

瑞浪市監査委員 小栗 孝信  
瑞浪市監査委員 棚町 潤

1 監査の対象  
会計室

2 監査の実施日  
令和5年3月23日

3 監査の結果  
特に指摘する事項はなし。  
なお、軽易な事項についてはその都度「指示事項」「意見」として口頭で指摘した。